

都道府県の技術的援助に対する市町村の回答集

(注)この回答集は循環資源(焼却灰)の管理型利用を行う市町村に対する都道府県の否定的な技術的援助を想定して作成しています。なお、環境省も都道府県や市町村に対して同様の技術的援助を与える可能性があるため、地方公共団体における回答集としてご活用下さい。

都道府県の技術的援助	市町村の回答
他人に有償で譲渡することができない循環資源を利用することはできない。	環境省は他人に有償で譲渡することができない建設汚泥の自ら利用を認めている。
有害物質が含まれている他人に有償で譲渡することができない循環資源を利用することはできない。	国交省は有害物質が含まれている他人に有償で譲渡することができない汚染土壌を道路の盛土材等として利用している。
汚染土壌は循環資源ではない。	国交省は循環資源取扱支援施設であるリサイクルポートにおいて汚染土壌を循環資源として取り扱っている。
	環境省は国交省が取り組んでいる循環資源取扱支援施設の整備の促進を支援している。
一般廃棄物の焼却灰の不溶化を行っても土木資材として利用することはできない。	環境省は東日本大震災により発生した災害廃棄物(一般廃棄物)の焼却灰を地方公共団体が土木資材として利用する取り組みに対して財政的援助を与えている。
	国交省は上記の取り組みに対して国交大臣賞を授与している。
有害物質が含まれている焼却灰の不溶化処理を行っても他人に有償で譲渡することはできない。	民間企業において有害物質が含まれている焼却灰の不溶化処理を行い他人に有償で譲渡している事例がある。

[有害物質が含まれている焼却灰の不溶化処理を行い他人に有償で譲渡している事例](#)